

3. 拡大しない締約国数：ICCに加盟しない諸国の動向

小阪真也

要旨

本稿は、2025年11月時点でもICC規程の締約国数が伸び悩む背景を、非締約国の動向から分析する。ICCは補完性原則の下で各国協力に依存するため、非締約国の存在は捜査・訴追の実効性を制約する。筆者は非締約の類型を①大国の不参加（米・中・露・印等）、②地域的偏り（欧州で批准が集中し、アジア・アフリカに非締約が多い）、③脱退（ブルンジ、フィリピン、ハンガリー等）に整理する。大国は主権侵害・介入回避の姿勢が政権交代や一時的協力では変わらず、長期的な不参加が続く。地域差は、EUが価値規範として国際刑事司法協力を制度化し加盟条件等で推進してきた一方、他地域機構では同様の実効的圧力が弱いことに由来する。脱退は、捜査回避を動機とした事例（ブルンジ、フィリピン）と、イスラエル支援を優先しICCを「政治化」と批判して離脱へ向かうハンガリーの事例を区別し、非協力認定の制裁の弱さも障壁を下げる論じる。結語として、規範の普遍性に制度の普遍性が追いつかない現状を指摘し、ICC単独では批准拡大が困難な以上、市民社会等との連携が重要だと提起する。

キーワード：国際刑事裁判所（ICC）、ローマ規程非締約国、大国の不参加、地域的偏り、

規程脱退

1. はじめに

「国際刑事裁判所に関するローマ規程（ICC 規程）」第 1 条の「補完性の原則」を活動指針の中核に置き、自身の警察能力を持たず、犯罪の捜査・訴追に対する各国からの協力を要する ICC にとって、ICC 規程非締約国の存在は大きな課題である。近年では、ICC 規程非締約国を対象とした捜査・訴追も観られ、ICC に対する反発や非協力の中で活動を続けざるを得ない状況が観られる。2022 年 2 月の ICC 規程非締約国であるロシアによるウクライナ侵攻に際する国際刑事裁判所（ICC）加盟国の事案付託、2024 年 11 月の ICC による ICC 規程非締約国であるイスラエルのネタニヤフ首相への逮捕状発行と、それに反発するハンガリーによる「国際刑事裁判所に関するローマ規程（ICC 規程）」からの脱退表明、ICC 規程非締約国であるアメリカのトランプ政権下で行われている ICC に対する制裁措置など、ICC への協力や反発が国際政治上の各国の対立や利害の違いを伺わせる要素の 1 つとなっている状況が続いている。

1998 年に ICC 規程が採択された当初から、ICC は ICC 規程非締約国との関係構築を行う難しさに直面してきた。ICC 規程の締約国の動向をめぐる過去の経緯では、1998 年 7 月のローマ会議における対立、2002 年 7 月の ICC 規程発効後から 2025 年現在まで一貫するアメリカ、ロシア、中国などの大国の不参加、自國への ICC の介入を忌避したブルンジとフィリピンの ICC 規程からの脱退が存在した。ここに挙げた国々以外についても、非締約国の動向という観点でこれまでの経緯を観た場合、ICC 規程が発効してから 20 年以上に渡り当初から ICC 規程非締約国であった国々が一貫して非締約国であり、ICC 規程の批准に向けた動きもそれらの国々で観察することが困難な状況が観られる。

また、単に特定の国が非締約国として存在するだけではなく、アフリカやアジア地域においては特に多く ICC 規程を批准していない国々が存在し、地域的な偏りが観られる。2024 年には ICC により地域事務所を

東京に新設する構想¹も観られた。しかし、単に ICC の活動初期から長年に渡り最大のドナー国である日本との協力体制の構築を越えて、日本とは反対に一貫して ICC 規程の非締約国であり続け、ICC 規程に基づく国際刑事司法体制の運営に積極的な参加が観られない多くのアジア諸国に対して、ICC 規程の批准を実効性がある形で求めることには、大きな困難がある。

本稿は、本稿を執筆している 2025 年 11 月現在において、脱退国を含む ICC 規程の非締約国となっている国々の動向に焦点を当て、それらの国々がなぜ ICC 規程の締約国になっていないのか、ICC 規程の批准に向けた動きが観られない要因について論考を行う。本稿はまず第 1 章で ICC 非締約国の現況と、現況を踏まえて ICC 規程の普遍性を高めるまでの課題を確認する。第 1 章で述べるように、ICC 規程の非締約については上記したアメリカや中国など、世界銀行の GDP ランキングの上位に名を連ねる大国およびそれらの国々が中核となっている経済協力グループの非締約国に加え、例えばヨーロッパ諸国には ICC 規程の締約国が多く、中東やアジア地域には非締約国が多いという地域的な偏りも観察される。また、2017 年のブルンジ脱退と 2019 年のフィリピン脱退という経緯から、2025 年 11 月現在では「ICC 規程脱退」という非締約の分類も可能となった。本稿では、ICC 規程の国際的な普遍性を確保・維持する上で課題となる ICC 規程非締約の類型に基づき、それぞれの類型に挙げられた国々が ICC 規程の非締約国になっている要因について論考する。本稿は、ICC 規程非締約の類型を踏まえて、第 2 章では大国の ICC 規程不参加の要因、第 3 章では ICC 規程締約の批准について地域的な差が生じる要因、そして第 4 章では脱退国が生じた要因について議論を行う。

¹ 日本経済新聞ウェブ版（2024）「ICC 赤根所長『法で正義貫く』東京事務所新設に意欲」、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB1336L0T10C24A6000000/>（2025 年 11 月 1 日最終アクセス）。

各国が特定の国際条約を批准するかどうか、という議題は、これまで先行研究でたびたび取り上げられてきた。ある国が特定の国際条約の批准を決定する要因は、実態としては条約に基づく内政干渉への反発や当該条約体制下での他国との関係²、国内政治体制下における批准への障壁³といった多様な要因が相互に関連しあった結果と考えられる。本稿は、特定の一国のみを事例として取り上げて要因相互間の詳細な影響やその国独自の動向について論じるのではなく、第1章で挙げるICC規程の普遍性を確保・維持する上で課題となるICC規程非締約の類型に基づき、それらの類型での非締約という状況が発生する要因について論考する。

2. ICC規程非締約国の現況

2-1 多数国間条約としてのICC規程

ICCは人類史上初となる常設の国際刑事法廷であるが、ICC規程という多数国間条約に基づき設置されている。したがって、設立当初から不可避的にその活動範囲はICC規程を批准しない非締約国⁴の存在によって制限を受ける。

多数国間条約による常設の国際刑事法廷の設立は、1948年以降進められた国際刑事司法機関の設立に關

² 例えば以下を参照。Sarah Kreps and Anthony Arend (2006), "Why States Follow the Rules: Toward a Positional Theory of Adherence to International Legal Regimes," *Duke Journal of Comparative & International Law*, Vol. 16, No.2, pp.331-414.

³ 例えば以下を参照。Gabriele Spilker and Vally Koubi (2016), "The Effects of Treaty Legality and Domestic Institutional Hurdles on Environmental Treaty Ratification," *International Environmental Agreements: Politics, Law and Economics*, Vol. 16, pp.223-238.

⁴ 本稿では原則として条約の内容に公に賛同を示す「署名(signature)」ではなく、条約を国家として法的に遵守することを示す「批准(ratification)」が行われている国をICC規程締約国の定義とする。

する議論の中で、国連および国連憲章を設置主体および根拠としない、という判断が行われたことに起因している。

1948年12月9日に国連総会では「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」が採択され、同決議文書内で国際法委員会（ILC: International Law Commission）に対して、ジェノサイドに類する重大な人権侵害行為を犯罪として裁くための国際司法機関設立に向けた議論と調査を行うように求められた⁵。

ICCはその設立形態として、第二次世界大戦直後に設立されたニュルンベルク法廷や極東国際軍事法廷とは異なり、当初から常設かつ普遍的に活動する国際法廷としての設立が構想されていた。例えば第2回会合の時点でリカルド・アルファロ（Ricardo Alfaro）特別報告官によって提出された報告書では、国連主要機関の1つである国際司法裁判所（ICJ: International Court of Justice）の特別な部局として設立されるべきと提言されていた⁶。アルファロの報告書では各国が持つ主権の絶対性と設立される国際刑事法廷の管轄権の両立が課題に挙げられており、国連という各国が主権を制限しつつ相互依存的に活動する国際機構が主体となることで国際刑事法廷を設立する構想が実現すると捉えられていた⁷。もう1人の特別報告官であったエイミル・サンドストローム（Emil Sandstrom）も同様にICJの部局としての設置を提言していたが、特に戦勝国と戦敗国が明確に存在する特異な状況で設けられたニュルンベルク法廷とは異なり、司法判断を強制する措置を取る主体の設置がICJ以外に困難であることを理由として挙げていた⁸。

⁵ United Nations (1948), "General Assembly Resolution on the Study by the International Law Commission of the Question of an International Criminal Jurisdiction," U.N. Document A/RES/260 (III) B., p.177.

⁶ United Nations (1950), "Question of International Criminal Jurisdiction," *Yearbook of the International Law Commission 1950*, Vol. II, U.N. Document, A/CN.4/15, pp.16-18.

⁷ *Ibid.*, p.16.

⁸ *Ibid.*, pp.22-23.

しかし、1949年以降の国際刑事法廷の設立に関する国際社会の議論は当時の東西冷戦の影響で足取りが重くなり、加えて冷戦下における国連の機能麻痺は国連主導による常設の国際刑事法廷という構想が非現実的であることを示すものであった。冷戦後の1994年にILCによって提出された注釈付きのICC規程草案では、ILCが国連の決議による常設の国際刑事法廷の設立が困難であると結論付けたことが明言された⁹。ILCは、国連の全加盟国が参加する国連総会決議により設立を試みた場合に、総会決議が原則として法的拘束力を欠いたものとみなされていることに加え、総会に限定されず、国連機関が提出する決議が全般として修正・撤回されることを問題点として指摘した¹⁰。その一方で、国連とICCが密接な関係性を持つことが普遍性を高め、法廷を管理する上でも有益であると述べた¹¹。結果的にICC規程は多数国間条約でありながら、各条文内の規定で国連ならびに国連安全保障理事会と法廷の密接な関係性を保持することになった。

2－2 2025年11月現在の「ICC規程非締約国」

こうして多数国間条約に基づく常設の国際刑事法廷としてICCは活動を開始することになり、その結果、国連憲章第93条に規定されている国連加盟国をそのままICJ規程当事国とするような単純な方法で国際法廷としての普遍性を確保することはできなくなった。ICC規程が発効した2002年7月1日から20年以上が経過した2025年11月現在まで、国際刑事司法上の制度としてのICC規程の普遍性は、多数国間条約であるICC規程を批准する国々の数によって影響を受けている¹²。

⁹ ILC (1994), "Draft Statute for an International Criminal Court with Commentaries," *Yearbook of the International Law Commission 1994*, Vol. II, U.N. Document, A/49/10, p. 28.

¹⁰ Ibid.

¹¹ Ibid.

¹² ICC規程第12条2項は、犯罪地国あるいは被疑者の国籍国がICC規程締約国であることをICCの管轄権行使の要件とするため、例えば締約国の領土内で行われた行為であれば非締約国の国籍を持つ者に対し

ICC 規程は 2002 年 7 月 1 日の条約発効時点で、60 か国の締約国を得ていた¹³。2025 年 11 月 1 日時点では 125 か国の締約国数¹⁴となり、これまで南アフリカ、ガンビア、ブルンジ、フィリピン、ハンガリー、ブルキナ・ファソ、ニジェール、マリが公的に脱退を表明した。その内ガンビアと南アフリカが 2017 年に脱退宣言を撤回して ICC 規程締約国として残存したが、ブルンジは 2017 年 10 月、フィリピンは 2019 年 3 月に脱退国となった。ハンガリーに関しては、2025 年 5 月 20 日のハンガリー国内議会において ICC からの脱退に対して賛成多数の投票を得た結果¹⁵、政府として公的に ICC 規程からの脱退を宣言し、国連事務総長に脱退宣言を寄託した 1 年後となる 2026 年 6 月 2 日に脱退する予定となっている¹⁶。また、ブルキナ・ファソ、ニジェール、マリについては、2025 年 9 月 22 日に公的に脱退の意向を表明した¹⁷。ICC 規程第 127

ても管轄権が行使され得る。しかしこのような要件を満たさない場合、ICC 規程が多数国間条約である以上、他の一般的な国際条約と同様にウィーン条約法条約第 34 条に定められている第三国への条約の効果の原則が妥当し、原則として ICC 規程非締約国に ICC の管轄権が及ぶことはない。例外的に、ICC 規程第 12 条 3 項は、ICC 規程非締約国が事後的に ICC の管轄権受諾を宣言し、ICC に協力することを認めている。また、その他の例外として国連安全保障理事会決議を通じた非締約国が関わる事案の ICC への付託があるが、2025 年現在までは 2005 年のスーダン（ダルフール）、2011 年のリビアの 2 件のみである。

¹³ ICC (n.d.), "The ICC at a Glance,"

https://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2004_2009/documents/dv/afet_04112008_icc/afet_04112008_iccen.pdf (last accessed on November 22, 2025), p.1.

¹⁴ 例えば国連には加盟していないクック諸島およびパレスチナも ICC 規程の締約国には含まれている。そのため、2025 年 11 月現在の ICC 規程の締約国数である 125 か国から 2 か国を減算し、本表 1 の非締約国数に加算することで現在の国連加盟国と同数になる。

¹⁵ Reuters (2025), "Hungarian Lawmakers Approve Bill to Quit International Criminal Court," <https://www.reuters.com/world/hungarian-lawmakers-approve-bill-quit-international-criminal-court-2025-05-20/> (last accessed on November 24, 2025).

¹⁶ United Nations (2025), "Hungary: Withdrawal," U.N. Document, C.N.225.2025.TREATIES-XVIII.10 (Depositary Notification), <https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2025/CN.225.2025-Eng.pdf> (last accessed on November 1, 2025).

¹⁷ Reuters (2025), "Mali, Burkina Faso and Niger announce exit from International Criminal Court," <https://www.reuters.com/world/africa/mali-burkina-faso-niger-announce-exit-international-criminal-court-2025-09-23/> (last accessed on November 1, 2025).

条に基づき、脱退を確定させるには国連事務総長に書面での通知が必要となるが、本手続きを 2025 年 11

月 1 日時点で既に履行している明確な脱退国は、ブルンジ、フィリピン、ハンガリーのみとなっている¹⁸。

下記表 1 は、2025 年 11 月現在に ICC 規程を批准していない国連加盟国を国連地理区分に基づいて分類している¹⁹。備考には非締約国の分類のため、大国の経済連携グループを示す主要先進国会議 (G7)、BRICS (※パートナー国は除く)、世界銀行における国内総生産 (GDP) 上位 10 か国、国連安全保障理事会常任理事国 (P5)、汎地域的な機構としてヨーロッパ連合 (EU)、アフリカ連合 (AU)、米州機構 (OAS) について所属国の属性を記載した。

表 1. ICC 規程の非締約国（国連地理区分（M49²⁰）に基づき分類）

※署名のみを行い批准をしていない国々や脱退国も本稿では「非締約国」としている。

州	小地域	国名	署名・批准・ 脱退の状況	備考

¹⁸ ICC 規程を含む条約に関する国連事務総長への通知寄託状況については以下を参照。United Nations Treaty Collections (n.d.), "Depositary Notifications (CNs) by the Secretary-General," <https://treaties.un.org/pages/CNs.aspx?cnTab=tab2&clang=en> (last accessed on November 1, 2025).

¹⁹ 国連地理区分は、国連統計委員会が国際統計の標準化のために策定した地理分類であり、地域研究や国際比較研究に広く用いられている。特に本稿が扱う地域別の ICC 規程非締約国の偏りを検討する上で、政治的・恣意的な分類ではなく、地理的基準に基づく中立的な分類が必要であるため、本稿は当地理区分を分類に用いる。

²⁰ 国連地理区分に関しては以下を参照。United Nations Statistics Division (n.d.), "Standard Country or Area Codes for Statistical Use (M49)," <https://unstats.un.org/unsd/methodology/m49/> (last accessed on November 11, 2025).

	アルジェリア	2000 年 12 月 28 日に署名	AU
	エジプト	2000 年 12 月 26 日に署名	BRICS、 AU
北アフリカ	モロッコ	2000 年 9 月 8 日に署名	AU
	スーダン	2000 年 9 月 8 日に署名	AU
	リビア	署名・批准なし	AU
アフリカ	エリトリア	1998 年 10 月 7 日に署名	AU
	ジンバブエ	1998 年 7 月 17 日に署名	AU
東アフリカ	モザンビーク	2000 年 12 月 28 日に署名	AU
	エチオピア	署名・批准なし	BRICS、 AU
	ルワンダ	署名・批准なし	AU
	ソマリア	署名・批准なし	AU
	南スーダン	署名・批准なし	AU

	ブルンジ	2017年10月 27日に脱退	AU
中部 アフリカ	アンゴラ	1998年10月7日 に署名	AU
	カメルーン	1998年7月17日 に署名	AU
	サントメ・プリンシペ	2000年12月 28日に署名	AU
	赤道ギニア	署名・批准なし	AU
南アフリカ	エスワティニ	署名・批准なし	AU
西アフリカ	ギニアビサウ	2000年9月12日 に署名	AU
	モーリタニア	署名・批准なし	AU
	トーゴ	署名・批准なし	AU
アメリカ カリブ 海地域	バハマ	2000年12月 29日に署名	OAS
	ハイチ	1999年2月26日 に署名	OAS
	ジャマイカ	2000年9月8日 に署名	OAS

	キューバ	署名・批准なし	OAS
中部アメリカ	ニカラグア	署名・批准なし	
北アメリカ	アメリカ	2000年12月 31日に署名 (※2002年5 月に署名を撤 回)	G7、 P5、 GDPト ップ10
	キルギス	1998年12月8 日に署名	
中部アジア	ウズベキスタン	2000年12月 29日に署名	
	カザフスタン	署名・批准なし	
	トルクメニスタン	署名・批准なし	
アジア	中国	署名・批准なし	P5、 BRICS、 GDPト ップ10
東アジア	北朝鮮	署名・批准なし	
東南アジア	タイ	2000年10月2 日に署名	

	ブルネイ・ダルサラーム	署名・批准なし	
	インドネシア	署名・批准なし	BRICS
	ラオス	署名・批准なし	
	マレーシア	署名・批准なし	
	ミャンマー	署名・批准なし	
	シンガポール	署名・批准なし	
	ベトナム	署名・批准なし	
	フィリピン	2019年3月17 日に脱退	
南アジア	イラン	2000年12月 31日に署名	BRICS
	ブータン	署名・批准なし	
	インド	署名・批准なし	BRICS、 GDPト ップ10
	ネパール	署名・批准なし	
	パキスタン	署名・批准なし	
	スリランカ	署名・批准なし	
西アジア	バーレーン	2000年12月 11日に署名	

		クウェート	2000 年 9 月 8 日に署名	
		イスラエル	2000 年 12 月 31 日に署名	
		オマーン	2000 年 12 月 20 日に署名	
		シリア	2000 年 11 月 29 日に署名	
		イエメン	2000 年 12 月 28 日に署名	
		アラブ首長国連邦	2000 年 11 月 27 日に署名	BRICS
		アゼルバイジャン	署名・批准なし	
		イラク	署名・批准なし	
		レバノン	署名・批准なし	
		カタール	署名・批准なし	
		サウジアラビア	署名・批准なし	
		トルコ	署名・批准なし	
ヨーロッパ	東ヨーロッパ	ロシア	2000 年 9 月 13 日に署名	P5、 BRICS

—

		(※2016年11月に署名を撤回)	
	ベラルーシ	署名・批准なし	
西ヨーロッパ	モナコ	1998年7月18日に署名	
オセアニア	メラネシア	ソロモン諸島	1998年12月3日に署名
		パプアニューギニア	署名・批准なし
	ミクロネシア	ミクロネシア	署名・批准なし
		パラオ	署名・批准なし
	ポリネシア	トンガ	署名・批准なし
		ツバル	署名・批准なし

筆者が作成

2－3 ICC の普遍性を確保・維持する上で課題となる ICC 規程非締約の類型

表1が示すICC規程非締約国の現況を踏まえると、ICC規程の国際的な普遍性を確保・維持する上での課題として、第1に、大国が非締約国であることが挙げられる。アメリカ、ロシア、中国といったP5に加え、ロシアおよび中国が中心となって結成された近年台頭しているBRICSの構成国については、ブラジルと南アフリカを除きICC規程を批准していない。多数国間条約に基づく国際制度のガバナンスの維持や発展に

とて、アメリカをはじめとする大国の不参加は一般的に共有された課題である。例えば他の多数国間条約を観ると、古くは国際連盟に対するアメリカおよびソビエト連邦の不参加が国際連盟規約に基づく集団安全保障体制の機能不全を招く要因の1つとなった事例²¹や、京都議定書へのアメリカと中国の不参加が温室効果ガス削減の実効性の欠落を招いた事例²²が観られた。ICC 規程に関しても大国が不参加であることによって、大国からの財政支出の欠落²³、大国およびその同盟国からの捜査協力の欠落や反発といった不利益を受ける。大国が条約に参加しないという現象については、条約を遵守する上でのコストの観点から多くの議論が行われてきた。例えばシモンズ（Beth Simmons）（2009）は、人権条約のように国内政治への拘束力が強い条約ほど、特に大国は批准を避ける傾向にあると指摘している²⁴。また、ダウンズら（Rocke Downs, David Rocke, and Peter Barsroom）（1996）は、環境保護に関する国際条約を挙げ、強制力が高い条約ほど国家は条約遵守に消極的になるという傾向を「安易な協力（shallow cooperation）」という用語を用いて説明している²⁵。

第2に、現況のICC 規程締約国についてはヨーロッパ連合（EU）加盟国をはじめとするヨーロッパに多く、アジア、アフリカ諸国の批准が少ないという地域的な偏りが明確に存在する。表1に示した国連地理区

²¹ Eduard Benes (1932), "The League of Nations: Successes and Failures," *Foreign Affairs*, Vol. 11, Issue 1, pp. 75-77.

²² Amanda Rosen (2015), "The Wrong Solution at the Right Time: The Failure of the Kyoto Protocol on Climate Change," *Politics & Policy*, Vol. 43, Issue 1, pp. 38-40.

²³ ICCでは国連分担率を基に各加盟国の予算分担率が算定されているため、長年に渡りICCに対する日本の資金分担率がトップであったのは、国連加盟国であるアメリカや中国がICCには加盟していないことが大きな要因として働いている。例えば以下を参照。ICC Assembly of State Parties (2012), "Report of the Court on the Methodology for Its Scale of Assessment," ICC-ASP/11/44, https://asp.icc-cpi.int/sites/asp/files/asp_docs/ASP11/ICC-ASP-11-44-ENG.pdf (last accessed on November 1, 2025).

²⁴ Beth Simmons (2009), *Mobilizing for Human Rights*, Cambridge University Press, pp.125-126.

²⁵ George Downs, David Rocke, and Peter Barsoom (1996), "Is the Good News about Compliance Good News about Cooperation?" *International Organization*, Vol. 50, No.3, pp.387-399.

分の州のレベルで観ると、最も ICC 規程の非締約国が多いアジアでは 34 か国、次点のアフリカが 21 か国であるのに対し、ヨーロッパに関してはロシアを含む 3 国のみが批准をしていないという非対称性がある。付随して、例えば地域機構の加盟国かつ ICC 規程締約国という条件で観た場合にもこの非対称性には際立った傾向があり、2025 年に脱退宣言を行ったハンガリーを除いても他の現 EU 加盟国 26 か国の全てが ICC 規程を批准しているのに対し、比較対象に AU を置いた場合は加盟国 55 か国（国連非加盟のサハラ・アラブ民主共和国を含む）のうち 21 か国が ICC 規程を批准していない。また、署名が公的に当該国際条約の内容に対する賛同を示す行為であるととらえる場合、アフリカでは非署名が 9 か国、アジアの非署名については全地理区分で最多となる 22 か国が ICC 規程に賛同を示していないことになる。このような事実が一因となって ICC が「ヨーロッパ中心的 (Eurocentric)」な法廷と呼称されることもある²⁶。上記した ICC の設立経緯において「世界法廷」と称される ICJ と同類の国連機関として構想されていたように、ICC 自体は普遍性を志向する国際刑事司法機関である。したがって、このような地域的に偏った非締約国の多さは ICC の活動に制限を課す要因として課題となる²⁷。

第 3 に、活動から 20 年以上が経過した現在においては ICC 規程非締約国の中に当初は ICC 規程を批准していたが後に「脱退国」となった国々のカテゴリーが 3 か国という限定的な数ではあるが形成されている。ブルンジの脱退に関しては、同国が加盟している AU が 2017 年に公表した「ICC からの脱退戦略文書」を起草し、同年に ICC 規程からの脱退を実際に表明した南アフリカ、ブルンジ、ガンビアの 3 か国を「脱退戦

²⁶ Windell Nortje and Brenda Nanyunja (2024), "Exploring an African Vernacular: Challenging the Eurocentric Foundations of International Criminal Law," *International Criminal Law and the Legacy of Colonialism*, Humboldt-Universität zu Berlin, pp. 139-156.

²⁷ Anivesh Bharadwaj (2024), "One Size Does Not Fit All: A Quasi-federal Solution to the Euro-centric Structural Shortcomings of the ICC," *Cardozo International & Comparative Law Review*, Vol. 7, Issue. 1, pp.557-558.

略に従ったパイオニア」として賞賛する決議²⁸を採択するといったアフリカ地域における反発の動きの中に
も位置付けられる。しかし、南アフリカとガンビアは脱退に至らず、地域的な脱退を促す潮流が観られるわ
けではない東南アジアに属するフィリピンが脱退をしている。この点については、単に地域的な ICC への反
発だけで ICC 規程からの脱退を導くという結果が生じているわけではなく、実際に脱退したブルンジとフ
ィリピンの両国いずれも ICC 検察局が自発的に (*proprio motu*) 捜査対象としていたという共通点がより
強く脱退の要因として機能した面があると考えられる²⁹。ICC 規程脱退国については、さらに直近の事例で
ある 2025 年のハンガリーの脱退表明に関して、元来 ICC を支援する国々で構成されていると捉えられてき
た EU の構成国であり、加えて ICC による検査対象にもなっていない状況下で発生した脱退の要因について
考察をする状況にもなっている。ICC 規程を中核に置く国際刑事司法システムが各国への司法介入を徹底
する警察能力を保持しない以上、脱退が相次いだ場合は各国の協力に基づく活動範囲の縮小につながる上、
普遍的な国際刑事司法システムを構築するという当初の ICC の設立および活動を困難にする。

以下、本稿では上述した 3 点の ICC 非締約国の現況から観られる ICC 規程の国際的な普遍性を確保・維
持する上で課題となる非締約の類型として、①大国の ICC 規程への不参加、②ICC 規程非締約国の地域的な
偏り、③ICC 規程からの脱退を挙げ、それらの課題が生じた要因について論考する。

3. 大国の ICC 規程への不参加

²⁸ African Union (2017), "Decision on the International Criminal Court (ICC)," Doc. EX.CL/1006(XXX).

²⁹ ブルンジに関しては 2017 年 9 月 5 日に、フィリピンに関しては 2021 年 5 月 24 日に ICC 検察局の発
意による検査許可申請が行われた。以下を参照。ICC (n.d.), "Situation in the Republic of Burundi,"
<https://www.icc-cpi.int/situations/burundi> (last accessed on November 18, 2025); ICC (n.d.), "Situation
in the Republic of the Philippines," <https://www.icc-cpi.int/philippines> (last accessed on November 18,
2025).

アメリカ、中国、ロシアといった国連安全保障理事会の常任理事国や、2025年11月時点でGDPトップ10に名を連ねるインドなど、いわゆる大国に分類される国々がICC規程を批准しない要因として、ICCが管轄権行使することによる内政干渉を忌避する態度が一般的に観られる。

上記に挙げた国々に関しては、1998年6月から7月にかけて開催された国際刑事裁判所に関するローマ会議に参加しており、アメリカと中国はICC規程の採択に反対票を投じ、インドは棄権をしたが、ロシアに関しては賛成票を投じた³⁰。反対票を投じたアメリカに関しては、2000年12月31日にクリントン(Bill Clinton)政権下でICC規程の署名はされたものの、「基本的な懸念が解消されるまで後任者に対し条約を上院に諮問・同意のために提出することを推奨せず、自らも提出しない」と公言されていた³¹。アメリカはブッシュ(George W. Bush)政権下の2002年5月6日に当該署名を撤回した³²。中国とインドはいずれも2025年11月現在に至るまで署名も批准もしておらず、ICC規程の内容に賛同している国々とは言えない。ロシアに関しては、2000年に成立した第一期プーチン(Vladimir Putin)政権下でICC規程に署名をし、第三期プーチン政権下の2016年11月30日にICC規程の締約国になる意図が無い旨宣言し、署名を

³⁰ ローマ会議では120票の賛成、7か国（アメリカ、中国、リビア、イラク、イスラエル、カタール、イエメン）の反対、21か国の棄権となり、ICC規程が採択された。Michael Scharf(1998), "Results of the Rome Conference for an International Criminal Court," *ASIL Insights*, Vol. 3, Issue 10, <https://www.asil.org/insights/volume/3/issue/10/results-rome-conference-international-criminal-court> (last accessed on November 1, 2025).

³¹ U.S. Department of State (2001), "Statement on Signature of the International Criminal Court Treaty, Washington, DC, December 31, 2000," https://1997-2001.state.gov/global/swci/001231_clinton_icc.html (last accessed on November 1, 2025).

³² United Nations Treaty Collection (n.d.), "10. Rome Statute of the International Criminal Court," https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-10&chapter=18&clang_en#12 (last accessed on November 26, 2025).

撤回している³³。

ICC による捜査・訴追に関する活動を通じた自国への介入を忌避する姿勢は、これらの大国に共通して觀られる。アメリカに関しては、国家の裁判権の侵害や違法な管轄権行使を受けない自由などを主張しているが、いずれも法的に整合性のある主張として整理することは難しく、これらの主張は他国からの介入を避けようとする政治的な意図の表明であると解される³⁴。2016 年に ICC 規程への署名を撤回したロシアに関しても、2014 年のクリミア併合以後から西側諸国からの制裁が継続している状況下での実行であり、またウクライナ以外に 2008 年のジョージアへの軍事介入など、自国が関与した紛争における中核犯罪について ICC による捜査・訴追を避けようとしたと考えられる³⁵。署名・批准いずれも行っていない中国とインドに関しても、ICC 加盟国となることにより ICC の管轄権行使対象となる点について反対の姿勢を取っている³⁶。また、大国が自国に対する介入への忌避を理由として ICC 規程の非締約国となっている点に関しては、このような態度が一時的な ICC への協力姿勢や政権の移行、ICC 規程上の中核犯罪に類する犯罪類型の国内法制化や関連する国際条約の批准などに左右されず、20 年以上継続している点が重要であると考えられる。アメリカを例に挙げると、第一次・第二次トランプ (Donald Trump) 政権下で ICC 職員に対するビザ発給停止や資産凍結など制裁措置が取られたが、これまでの全ての政権で常に ICC を敵視し ICC に関わる一切

³³ *Ibid.*

³⁴ ICC の介入を忌避するアメリカの言説について、国際法学的な見地から検討を行ったものとして例えば以下を参照。新井京 (2009)、「国際刑事裁判所における規程非締約国の取扱い」、『世界法年報』第 28 卷、80–84 頁。

³⁵ Gennady Esakov (2017), "International Criminal Law in Russia: Missed Crimes Waiting for a Revival," *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 15, Issue 2, pp.377-378.

³⁶ 例えば以下を参照。Devasheesh Bais (2016), "India and the International Criminal Court," *FICHL Policy Brief Series* No.54, pp.2-3; Hussein Janatmakan and Mahdi Sadeghi (2021), "China's Approach Regarding the International Criminal Court (ICC)," *Journal of International Criminal Law*, Vol. 2, Issue 1, pp. 69-72.

の協力を断ってきたわけではない。例えば「神の抵抗軍（LRA）」の将官であったオングウェン（Dominic Ongwen）が、中央アフリカ共和国で LRA の残党狩りに協力していたアメリカ軍に投降した際、ICC に引き渡すことには協力している³⁷。ロシアに関しては、上記したように ICC 規程の採択自体には賛成票を投じていたことに加え、連邦刑事法が 1960 年に制定されていたソビエト連邦刑事法に代わるものとして 1996 年に再編された際に、第 357 条にはジェノサイドの処罰規定を置き、第 358 条には環境破壊を「エコサイド」として処罰する先駆的な規程を置いた³⁸。また、ICC 規程上の中核犯罪に関連する国際条約については、例えばジェノサイド条約をアメリカ、中国、ロシア、インドの全てが批准している³⁹。

このような事実や経緯を踏まえると、ここで挙げた大国にとって、国際的な刑事司法機関による介入は許容し難いものであり、また、単なる協力姿勢や国内法制の動向、政権の移行などで左右され難い態度であると評価せざるを得ないと考えられる。他の国際条約においても、例えば「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」について、中国が 1998 年の署名後から 25 年以上批准をしていない状況や、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」について同様に 25 年以上アメリカによる批准が観られない状況がある。これらに類して、ICC 規程に関しても、多数国間条約の大國による長期的な批准の欠落事例となりつつある。

³⁷ BBC News (2015), "LAR Rebel Dominic Ongwen Surrenders to US Forces in CAR," <https://www.bbc.com/news/world-africa-30705649> (last accessed on November 22, 2025).

³⁸ 英訳文を以下で確認可能。ICC Legal Tools (n.d.), "The Criminal Code of the Russian Federation No.63-FZ of June 13, 1996," <https://www.legal-tools.org/doc/8eed35/> (last accessed on November 22, 2025).

³⁹ United Nations Treaty Collection (n.d.), "1. Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide," https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-1&chapter=4 (last accessed on November 22, 2025).

4 . ICC 規程非締約国の地域的な偏り

ICC 規程の非締約国が国連地理区分の州の構成国で観るとヨーロッパにおいて特に少ないという点については、規程が発効した 2002 年 7 月 1 日時点から継続している傾向である。上記した通り、2025 年 11 月時点では EU 加盟国が全てが ICC 規程加盟国となっているが、同様に、2002 年 7 月 1 日時点で EU 加盟国であった 15 か国⁴⁰は全てが ICC 規程を批准している⁴¹。

ICC 規程非締約の状況に地域的な偏りをもたらす要因となっているのが、実態として国際刑事司法への協力を具体的な地域機構の構成国における価値規範として求める取り組みが、現況では世界各地の地域機構全般ではなく、欧州委員会（EC）ならびにその行政執行機関である EU において特段明確に観察できるという点である。EC ならびに EU は、2025 年 11 月現在まで、ICC に限らず国際刑事法廷に対して協力を加盟国ならびに国際社会に対して求めるという姿勢で接してきた経緯がある。例えば 1993 年に設立された旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷（ICTY）に関しては、1997 年の欧州理事会決議において旧ユーゴスラヴィア諸国の EU 加盟の条件として ICTY への協力義務を設け、セルビアやボスニアといった管轄地における事件の移送や ICTY への協力を促した⁴²。EC ならびに EU による国際刑事法廷の活動に対する支援は、ヨーロ

⁴⁰ 具体的には、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリスが該当する。

⁴¹ United Nations Treaty Collection (n.d.), *supra* note 32.

⁴² European Commission (1997), "ANNEX III

Council Conclusions on the Application of Conditionality with a View to Developing a Coherent EU-Strategy for the Relations with the Countries in the Region," 7738/97 (Presse 129), https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/pres_97_129/PRES_97_129_DE.pdf (last accessed on November 22, 2025). なお、特にセルビアの協力に関して、ICTY 主席検察官のデル・ポンテ（Carla Del Ponte）は、2007 年 12 月の国連安全保障理事会での演説でこのようなコンディ

ツバ圏に設立された国際刑事法廷のみにとどまらず、シエラレオネ特別法廷（SCSL）や、カンボジア特別法廷（ECCC）といった混合法廷に対する財政的・技術的な支援も行われてきた⁴³。冷戦後に設立された国際刑事法廷の多くが法廷の活動成果を活動した現地に遺す「遺産」の形成に向けた取り組みを行ってきたが、その財政的な支援を担ってきた主要な機関の1つもECならびにEUである例が観られる⁴⁴。

本稿で焦点を当てるICCとの関係に関しては、2006年4月にEUとICCとの間での協力合意文書が取り交わされており、ICCとの定期連絡・協議に関する義務（第4条）、EUとICC検察官との協力に関する義務（第11条）、また裁判官や検察官の訓練に関する協力義務（第15条）などを定めている⁴⁵。2022年のロシアによるウクライナ侵略に際しても、開戦当時からEUの専門機関である欧州司法機構（Eurojust）をウク

ショナリティが逃亡犯のICTYへの移送を確保する最も効果的な手段であったと発言している。以下を参照。ICTY(2007), "Statement by Carla Del Ponte, Prosecutor, International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia to the Security Council 10 December 2007," https://www.icty.org/x/file/Press/PR_attachments/pr1202e-annex.htm (last accessed on November 22, 2025).

⁴³ シエラレオネ特別法廷への支援の例については以下を参照。European Commission (2009), "Support for the Special Court for Sierra Leone," 2010/c 184 E/12, <https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:184E:0060:0061:EN:PDF> (last accessed on November 22, 2025)。カンボジア特別法廷への支援の例については以下を参照。European Union External Action (2018), "EU support to the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia (ECCC) and the Awareness and Education Programme on the Khmer Rouge Regime," https://www.eeas.europa.eu/node/50236_en (last accessed on November 25, 2025)。

⁴⁴ 国際刑事法廷による遺産プロジェクトへの貢献例は以下を参照。SCSL (2007), "Special Court Receives €600,000 for Legacy from the European Commission," <https://rscsl.org/download/special-court-receives-a-euro-600000-for-legacy-from-the-european-commission/?wpdmld=2447&refresh=68ff00be9ed271761542334&ind=0&filename=pressrelease-021607.pdf> (last accessed on November 18, 2025)。

⁴⁵ European Commission (2006), "Council Decision of 10 April 2006 Concerning the Conclusion of the Agreement between the International Criminal Court and the European Union on Cooperation and Assistance," 2006/313/CFSP, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32006D0313&qid=1766550841265> (last accessed on November 22, 2025)。

ライナに派遣して国内での戦争犯罪捜査に協力し⁴⁶、ウクライナ政府と EC との合意に基づき、ロシアが行った侵略行為を犯罪として処罰するための特別法廷の設置を ICC による訴追が不可能であることにより生じる「溝」を埋めると明示した上で決定している⁴⁷。EC および EU が、地域機構及び加盟国で共有される価値規範として「人権」、「民主主義」、「法の支配」を 1992 年のマーストリヒト条約⁴⁸で挙げて以降、国際刑事法廷への支援は、それらの価値を追求する具体的な取り組みの 1 つであったと言える。

一方で、米州機構やアフリカ連合といった汎地域的な機構、東南アジア諸国連合（ASEAN）や南アジア地域協力連合（SAARC）などの各地域における連合体は、民主主義や人権の推進といった EC および EU と類似した価値規範の実現は目標として掲げながらも、ICC を含む世界各地の国際刑事法廷への支援について、その具体策として必ずしも実効性のある形で実施してきたわけではない。上述したように、EC および EU がヨーロッパ地域に限定されない支援を各地の国際刑事法廷に対して行ってきたことに対し、例えば反対に AU や OAS が東欧に位置する旧ユーゴスラヴィア諸国を対象として活動してきた ICTY や国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）裁判所（規則 64 パネル）に対して何らかの支援を継続的に行っている状況は観察することが難しい。また、AU において AU 加盟国の ICC 規程からの脱退を奨励する決議が採択されたことには触れたが、例えば OAS は 2011 年 4 月に ICC と協力協定を取り結び⁴⁹、加盟国に対して 2001 年以降

⁴⁶ 以下を参照。Eurojust (n.d.), "Eurojust and the War in Ukraine,"

<https://www.eurojust.europa.eu/eurojust-and-the-war-in-ukraine> (last accessed on November 18, 2025).

⁴⁷ European Commission (2025), "Ukraine and the Council of Europe Sign Agreement on Establishing a Special Tribunal for the Crime of Aggression against Ukraine," <https://www.coe.int/en/web/portal-/ukraine-and-the-council-of-europe-sign-agreement-on-establishing-a-special-tribunal-for-the-crime-of-aggression-against-ukraine> (last accessed on November 22, 2025).

⁴⁸ European Commission (1992), "Treaty on European Union," 92/C 191 /01, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:11992M/TXT> (last accessed on November 22, 2025).

⁴⁹ OAS (2011), "Exchange of Letters between the International Criminal Court and the General

複数回に渡り ICC への協力を求める総会決議を発行している⁵⁰。しかしこれらの取り組みによって表 1 に示した非締約国であるバハマ、ハイチ、ジャマイカ、ニカラグアという OAS 加盟国の ICC 規程批准を促した事実は確認することが困難であり、大国であるアメリカの ICC への敵対姿勢を抑制することも長年に渡つてできていない。

ICC 規程の非締約国が多いアジア地域においては、汎アジア的な地域機構がそもそも存在しないことに加え、限られた地域機構の活動においても、ICC への協力を促す動きは観察することが難しい。ASEAN は ICC への協力や ICC 規程の批准を加盟国に促すことはしておらず、同様の地域的な支援を促す取り組みは、南アジアの政府間連携の枠組みである SAARC においても全くと言って良いほど行われていない⁵¹。アジアに関しては、2002 年に始められた「アジア協力対話（ACD）」というアジア諸国 35 か国外務大臣による協議の場が存在するが、そこでも採択された宣言や報告書に ICC への協力を求める記述は登場しない⁵²。ICC を含む国際刑事法廷への支援を地域機構の加盟国ならびに加盟を求める国々に義務として求めるほどの動き

Secretariat of the Organization of American States for the Establishment of a Framework Cooperation Arrangement," <https://www.oas.org/es/sla/ddi/docs/41-2011.pdf> (last accessed on November 22, 2025).

⁵⁰ 以下を参照。OAS (n.d.), "International Criminal Court," https://www.oas.org/en/sla/dil/international_criminal_court_GA_resolutions.asp (last accessed on November 22, 2025).

⁵¹ SAARC に関しては加盟国であるインドとパキスタンの継続的な対立関係に加え、タリバン政権下のアフガニスタンをどのように SAARC の加盟国として取り扱うのかが定まっていないという種々の問題があり、これらの問題に他の小国である南アジア諸国が関与することを避け、2016 年にイスラマバードで開催予定だったサミットも開催できていない状況にある。ICC への協力を含む加盟国間の内政に関与する事項は議題に挙げることが避けられている。スリランカ地域戦略研究センター執行理事のジョージ・クック (George Cooke) へのコロンボでのインタビュー (2025 年 9 月 19 日)。

⁵² ACD で採択された宣言や報告書については以下を参照。Asia Cooperation Dialogue ウェブサイト、<http://www.acd-dialogue.org/index.html> (last accessed on November 23, 2025).

は、実態としてヨーロッパ以外の地域には観られないである。

以上の点から考えると、ICC を含む国際刑事法廷への協力をヨーロッパにおいて実効性のある形で推進してきた EC および EU は、国際刑事法廷への向き合い方という点において、その他の地域機構と比較した場合に、そもそも特異な性格を持っていたと言わざるを得ない。上述したように、ロシアの侵略犯罪を裁くための特別法廷の設立へ向けた動きが進展している。しかし、本法廷が EC ならびに EU とウクライナの間での合意に基づく法廷として設置され、国際社会全体というよりは実態として「ヨーロッパの法廷」であるかのように映る側面を持っているという最近の国際刑事司法をめぐる動向は、EC および EU の持つ国際刑事法廷への熱心な向き合い方と、それ以外の地域の意識の格差が露呈した事象であると言える。ICC 非締約国数が表 1 で示したヨーロッパ地域において非常に少ないとする現象は、このような国際刑事法廷への向き合い方に地域的な格差が存在している状況下で生じていると考えられる。

5. ICC 規程からの脱退

上述したように、2025 年 11 月現在では、ICC 規程から既に脱退をした国がブルンジとフィリピンであり、既に国連事務局に脱退宣言を寄託して明確に脱退が予定されている国としてハンガリーが存在する。これら 3 か国の脱退事例が生じた要因について検討するに際し、ハンガリーの脱退に関する動きを単純にブルンジとフィリピンの脱退と同質に考えることは困難である。

ブルンジとフィリピンの事例に関しては、明確な形で両国の政権に対する ICC の介入を避けるという意図が観られた。両国は共に ICC 検察局の発意に基づき捜査に着手された事例であるが、いずれも捜査開始時に政権の中核で活動していた政府要人を捜査対象に含んでいた。ブルンジに関しては、2015 年にンクルン

ジザ（Pierre Nkurunziza）が憲法上の大統領の任期制限を無視して3期目に立候補したことへの反対運動が起きた際に、国軍や警察組織らによる反対派に対する弾圧が行われた。ブルンジで発生した弾圧については国連人権理事会による独立調査員が派遣されたが、2016年4月の報告書において行政府ならびに政権与党関係者のICC規程上の中核犯罪に対する責任について触れられており⁵³、同月にはICCも予備調査を開始していた⁵⁴。フィリピンに関しても、2018年2月にドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）政権下の麻薬撲滅の名の下に進められた「麻薬戦争（War on Drugs）」で国家警察による弾圧を行っていた件の責任追及のために予備調査が開始されていた⁵⁵。

これらのICCによる介入を避けようとした当時の政権による判断に基づく脱退事例については、その後の政権変更や国内情勢の変化が2025年現在で依然としてICC規程の再批准を導いていない。両事例のうち、2025年3月に被疑者としてドゥテルテが逮捕されるなど、先に捜査対象となっていた事案が進展したフィリピンを例に挙げると、前大統領であるドゥテルテ陣営と対立しているマルコス（Ferdinand Marcos）現政権は、ドゥテルテの拘束とICCへの移送には協力をしたが⁵⁶、その後のICC規程締約国への復帰への態

⁵³ United Nations Human Rights Council (2016), "Report of the United Nations Independent Investigation on Burundi (UNIIB) Established Pursuant to Human Rights Council Resolution S-24/1," U.N. Document, A/HRC/33/37, paras 118 – 121.

⁵⁴ ICC (2016), "Statement of the Prosecutor of the International Criminal Court, Fatou Bensouda, on Opening a Preliminary Examination into the Situation in Burundi," <https://www.icc-cpi.int/news/statement-prosecutor-international-criminal-court-fatou-bensouda-opening-preliminary> (last accessed on November 22, 2025).

⁵⁵ ICC (2018), "Statement of the Prosecutor of the International Criminal Court, Fatou Bensouda, on Opening Preliminary Examinations into the Situations in the Philippines and in Venezuela," <https://www.icc-cpi.int/news/statement-prosecutor-international-criminal-court-fatou-bensouda-opening-preliminary-0> (last accessed on November 23, 2025).

⁵⁶ マルコス大統領は、「国際刑事警察機構（インターポール）が支援を要請したため、我々はこれに応じた。我々はインターポールに対する義務を果たさねばならない。もし応じなければ、彼らは海外に逃亡したフィリピン人容疑者に関する他の事件で、もはや我々を支援しなくなるだろう」とし、ドゥテルテ前大統領の逮捕がインターポールへの協力関係に基づくものであると公的には語っている。Office of the

度は判然としない状況が続いている。フィリピン大学法学部助教のマイケル・ティウ・ジュニア（Michael Tiu Jr.）は、「現政権側がドゥテルテ大統領の逮捕に協力した目的の大半は、元大統領である彼をハーグに移送することであり、ICC の予備審理部局が管轄権は有効だと判断した以上、裁判が進展するのであれば再加盟せずとも目的は達成でき、フィリピンにとってローマ規程への再加盟に緊急性はなくなったのではないか」と指摘している⁵⁷。フィリピンに関しては 2011 年 11 月に ICC 規程を批准したもの、ICC 規程や ICC に対する一般市民の理解が批准後に急速に進展したわけではなく、特に注目されるようになったのは 2025 年のドゥテルテ前大統領の逮捕後であるとも言われており⁵⁸、そもそも ICC に協力するインセンティブが低かったことも影響していると考えられる⁵⁹。

以上の事例に対し、2025 年のハンガリーの脱退は、ICC の捜査対象国ではなく、上述した国際刑事法廷に協力的な姿勢を長年取り続けていた EC および EU 加盟国であるという点で要因を別に考察する必要があ

President of the Philippines (2025), “PBBM: Duterte’s Arrest PH Commitment to Interpol,” https://pco.gov.ph/news_releases/pbbm-dutertes-arrest-ph-commitment-to-interpol/ (last accessed on November 10, 2025).

⁵⁷ マイケル・ティウ・ジュニア（Michael Tiu Jr.）への Zoom によるインタビュー（2025 年 10 月 24 日）。

⁵⁸ 弁護士サブリナ・ダツ（Sabrina Datu）へのマニラでのインタビュー（2025 年 11 月 6 日）。

⁵⁹ なお、2022 年のドゥテルテ政権からマルコス政権への移行が政策路線自体の質的な転換ではなく、ドゥテルテに代わる新たな強権政治体制になっただけであり、これにより、政敵であるドゥテルテは排斥したいが ICC には協力したくない、という現政権の態度が生まれているのではないかとする声もある。フィリピン全国弁護士連合（NUPL）職員であるクリスティナ・コンティ（Kristina Conti）へのマニラでのインタビュー（2025 年 11 月 11 日）。実際、アメリカの調査機関である武力紛争発生地・事件データプロジェクト（ACLED）は、ドゥテルテ政権下での 7843 人という文民の被害者数から規模が縮小しながらも、「麻薬戦争」関連の 326 人の文民の被害者がマルコス政権下でも観察できることを伝えている。以下を参照。ACLED（2025）, “Philippines: Drug War Killings Continue in the Philippines as Former President Rodrigo Duterte Faces ICC Warrant over Anti-drugs Crackdown - Expert Comment,” <https://acleddata.com/expert-comment/philippines-drug-war-killings-continue-philippines-former-president-rodrigo-duterte> (last accessed on November 15, 2025).

る。2024年11月にICCより逮捕状が発行されていたイスラエル首相のネタニヤフ(Benjamin Netanyahu)が、ハンガリーが脱退を公的に宣言する直前の2025年4月3日にハンガリーを訪問していたという出来事があった。上述したように、ハンガリーの脱退宣言はそれから1ヶ月後のことであり⁶⁰、本稿を執筆している2025年11月現在もハンガリーを法的には既に脱退した国として扱うことができず、ネタニヤフがハンガリーを訪問している期間は、ICC規程締約国としてICC規程第89条に規定されている通り逮捕状が発行された者をICCに引き渡す法的義務をハンガリーは負っている。このようなICC規程上の義務違反について、ICCの予審裁判部は、2025年7月にICC規程87条7項の非協力の認定手続きを行った⁶¹。もっとも、スーダンのバシール(Omar Hasan Ahmad al-Bashir)大統領の逮捕および引き渡しに協力しなかったアフリカ諸国に度重なる非協力の認定手続きが行われたが実効性のある具体的な制裁措置までは行われていなかつたことから⁶²、本手続きに基づく制裁がハンガリーにとって脱退をするまでの具体的な障壁としてはと

⁶⁰ ネタニヤフがハンガリーを訪問した数時間後に政府高官がICCからの脱退を認めていたとする報道も存在する。以下を参照。BBC(2025), "Hungary Withdraws from International Criminal Court during Netanyahu Visit," <https://www.bbc.com/news/articles/c807lm2003zo> (last accessed on November 14, 2025).

⁶¹ ICC(2025), "Finding Under Article 87 (7) of the Statute on Hungary's Non-compliance with the Court's Request to Cooperate in the Provisional Arrest of Benjamin Netanyahu and Referral to the Assembly of State Parties," <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/CourtRecords/0902ebd180c2a33e.pdf> (last accessed on November 23, 2025).

⁶² バシール元大統領の身柄確保およびICCへの引き渡しに応じなかったスーダン含むアフリカ諸国への非協力認定は以下を対象に実施してきた。ヨルダンが行った上訴に対する認定を除き、①スーダン、チャド、ケニア(2010年)、②ジブチ、マラウィ、チャド(2011年)、③チャド(2013年)、④コンゴ民主共和国(2014年)、⑤スーダン(2015年)、⑥ジブチ、ウガンダ(2016年)、⑦ヨルダン(2017年)といった事例が確認できる。Assembly of State Parties to the Rome Statute(n.d.), "Non-cooperation," <https://asp.icc-cpi.int/non-cooperation> (last accessed on November 15, 2025)。なお、2025年11月現在もバシールはICCに引き渡されておらず、これらの非協力認定に実効性があったと評価し難い。

らえられていなかったと考えられる⁶³。

ハンガリーの政府高官は、2025 年の ICC 規程からの脱退の理由として、法廷が「政治」的な性格を持つようになったということを 2024 年の ICC によるネタニヤフらに対する逮捕状発行に言及しつつ繰り返し主張している。例えば ICC 規程からの脱退を求める法案提出が行われた 2024 年 4 月 4 日に、ペーテル・シジャルト (Péter Szijjártó) 外務貿易大臣は、ICC による逮捕状発行を「公然たる反ユダヤ主義的決定」とし、「この決定により ICC は国際司法制度を政治的動機に基づく機関へと貶めた」と述べた⁶⁴。同大臣は、上記した ICC の予審裁判部による非協力認定が行われた際も、「決定が本質的に卑劣な政治的復讐のみによつて動機づけられている」と発言している⁶⁵。

しかし、ハンガリーの脱退の動機が法廷自体の「政治」化を指すとするならば、ここで述べる「政治」化というのは相対的にハンガリー政府の政治的な都合にそぐわない動きをする機関として ICC がハンガリー

⁶³ スーダンの事案は国連安全保障理事会決議に基づく ICC への付託であるため、制度上は全国連加盟国に法的な遵守義務を負わせる形での対応が制度上は可能である。しかし、バシール以外に、アブド・アル・ラフマン (Ali Muhammad Ali Abd-Al-Rahman) の事案に対する 2010 年の非協力認定や、バシールおよびフセイン (Abdel Raheem Muhammad Hussein) の事案に対する 2015 年の非協力認定が行われた後の安全保障理事会の決議文書においても、派遣されていた国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) における国際人権・人道法違反行為の監視を強める方向でのマンデート拡大は観られたが、違反したアフリカ諸国に対する安全保障理事会による制裁措置が取られた形跡は観察することが事実として困難である。例えば以下を参照。United Nations (2014), "Security Council Resolution 2155 (2014)," U.N. Document, S/RES/2155 (2014); United Nations (2018), "Security Council Resolution 2406 (2018)," U.N. Document, S/RES/2406 (2018).

⁶⁴ 以下のハンガリー首相府 (Cabinet Office of the Prime Minister) が管理するウェブサイトで確認可能。About Hungary (2025), "FM: Bill on Hungary's Withdrawal from ICC submitted to Parliament," <https://abouthungary.hu/news-in-brief/fm-bill-on-hungary-s-withdrawal-from-icc-submitted-to-parliament> (last accessed on November 16, 2025).

⁶⁵ About Hungary (2025), "FM: ICC has Lost All Its Prestige," <https://abouthungary.hu/news-in-brief/fm-icc-has-lost-all-its-prestige> (last accessed on November 16, 2025).

政府からとらえられていることを表していると解される。パレスチナの事態に対する逮捕状発行については、2023 年の事態の進展以後、現在まで継続的にイスラエル軍の攻撃による国際刑事司法上の保護が必要とされる文民を含む被害は報告され続けており⁶⁶、本状況に対してそのような加害行為を処罰対象とする ICC が何ら責任者の捜査・訴追に向けた動きを示さない方がむしろ不自然な判断を行っているように見える。また、リビアおよびスーダンの事態について司法機関ではない国連安全保障理事会が事件を ICC に付託することの是非に関してや、AU による ICC からの脱退を推奨する決議や実際に AU 加盟国による脱退宣言が行われていた 2016 年前後において、ICC の「政治」性が問われる事態全てにハンガリーが一貫して反発してきたという経緯は観られない。

ハンガリーとイスラエルは、2017 年にネタニヤフ首相がハンガリーとの国交樹立後初めてハンガリーを訪問して以降は公に友好的な関係にある⁶⁷。2021 年 5 月にイスラエルがパレスチナのガザ地区を攻撃した際に EU 加盟国 25 か国はイスラエルに対して停戦を呼び掛ける決議に賛同したが、ハンガリーのみ反対票を投じて全会一致の決議の成立を阻止した事例もあった⁶⁸。上述したように、ICC における非協力認定が実態として違反国に対する具体的な不利益を与えるものではなく、イスラエルへの便宜供与のために他の EU 加盟国と足並みを揃えない状況をハンガリーが厭わないのであれば、2025 年のハンガリーの ICC 規程からの脱退の障壁は、ハンガリーにとって乗り越えることが難しいものではなかったのだと考えられる。

⁶⁶ ガザ地区における文民の被害状況については以下を参照。UNOCHA (2025), "Data on Casualties," <https://www.ochaopt.org/data/casualties> (last accessed on November 22, 2025).

⁶⁷ The Cabinet Office of the Prime Minister of Hungary (2017), "PM Netanyahu to PM Orbán: 'Thank You for Standing Up for Israel' at the Forefront of Opposition to this New Anti-Semitism," <https://abouthungary.hu/blog/pm-netanyahu-to-pm-orban-thank-you-for-standing-up-for-israel-at-the-forefront-of-opposition-to-this-new-anti-semitism> (last accessed on November 18, 2025).

⁶⁸ Reuters (2021), "EU-Minus Hungary- Calls for Israeli-Palestinian Ceasefire," <https://www.reuters.com/world/middle-east/divisions-curb-eu-peacemaking-role-israel-gaza-violence-2021-05-18/> (last accessed on November 18, 2025).

6. おわりに

本稿は、2025年11月現在のICC規程非締約国の現況を踏まえ、①大国のICC規程不参加、②ICC規程非締約国の地域的な偏り、③ICC規程からの脱退について、それぞれICCが普遍性を獲得・維持する上で課題となるICC規程非締約の類型を分けて、それぞれの類型での非締約がどのような要因で発生しているのかを考察した。

まず、アメリカやロシアといった大国に関しては、ICCを通じた内政干渉を忌避する態度が継続していることを確認した。本稿で大国として挙げた国々については、政権の移行や国際刑事司法の国内化の進展、一時的な協力が観られた場合であっても、それらの事実でICC規程の批准へ向けた動きが生まれていないことを指摘した。

次に、ICC規程非締約国がヨーロッパに少なく、アフリカやアジアに多いという非対称性が生じる要因については、地域機構を通じてICCを含む国際刑事法廷に協力する実効的な動きが生まれているのが、実態としてヨーロッパに限定されている点が挙げられることを指摘した。特に本稿の冒頭で触れたアジアやアフリカ地域に関しては、それらの地域に存在する地域機構のICCへの協力を求める動きというのは観察し難い状況が続いている。特にアジア地域に関しては汎地域的な活動を行う地域機構が形成されていないことと相俟って、ICCへの協力を求める地域的な潮流を形成することが困難になっている。

非締約の3つ目の類型としてICC規程脱退を挙げ、本稿は脱退国が生じる要因についても論考した。2025年11月現在は既に脱退したブルンジ、フィリピン、そして今後の脱退が明確に予定されているハンガリーに限定されるが、ブルンジとフィリピンが脱退を行った要因と、ハンガリーが脱退に向けて動いている要因

を同一視することが困難であると論じた。前者に関しては、ICC による捜査を避けるという当時の政権の疑惑が要因として強く働いていると考えられる。他方で、後者に関しては、他の EU 諸国と異なる判断を行つてでもイスラエルへの便宜供与を図ろうとする現ハンガリー政府の意向に対し、ICC が持つ非協力認定の結果生じる実効的な制裁措置の欠落など、ハンガリー側にとって ICC 規程からの脱退を妨げる障壁が低く認識され得る状況が脱退という結果の発生を促していると考えられる。

本稿の第 1 章で論じたように、ICC は国際的に普遍性のある刑事法廷になることを志向している。しかし、現時点では大国の不参加、非締約の地域的な偏りの傾向、ICC 規程からの脱退といった事情により、当初構想された通りには国際的な普遍性を獲得できているわけではない。一方で、ICC が処罰対象とする中核犯罪は人類社会共通の関心事とされ、普遍的管轄権の行使対象となる犯罪類型である。これを踏まえると、現時点では法規範自体が持つべきとされる普遍性に、それを実現するための手段となる専門機関が有する普遍性の程度が追い付いていない状況が生まれている。

ICC を含む国際刑事法廷は、そもそも国際刑事司法に関心が低い国の国内世論を全くの無の状態から惹起するような機関として設計してきたわけではない。ICC 自身の働きのみで ICC 規程非締約国に批准を求め

るというのは困難であり⁶⁹、その成功事例の存在も観察することが難しい⁷⁰。また、近年の「リベラル国際秩序」の問い合わせが示すように、EC および EU が共有する自由民主主義的な価値規範の実現方法の一環として、ICC を含む国際刑事法廷への協力を地域機構の加盟国に義務として課すという構図も、単純に他の地域に類似した形で伝播する動きとは言えなくなってきた。

例えば草の根の市民社会団体の過去の取り組みに目を向けると、2004 年 2 月にフィリピンのケソン (Quezon) で開催された「国際刑事裁判所：不処罰との闘いと被害者への正義の実現」と題された国際刑事裁判所のための連合 (CICC) らが主催した地域会合が存在し、ICC の裁判官に加え、インドネシアなどアジア地域の ICC 非加盟国の市民社会団体も当会合には参加していた⁷¹。これまで実施してきた市民社会団

⁶⁹ 反感を抱かれている中で現地の人々に国際刑事法廷が法廷活動の理解を求めるアウトリーチを行った事例としては、1999 年頃から実施された ICTY のセルビアにおける取り組みや、2006 年頃から行われた ICC の初期のウガンダにおける取り組みがある。しかし、これらは本稿で挙げた非締約国のようにそもそも国際刑事司法の枠組みの外で制度上の義務を実態として負わない主体に対して働きかけた事例ではなく、加えて、実際にその国で発生している中核犯罪に対する法廷での手続きが現地住民の目に見える形で進展したという事情が介在していた。特に現時点で ICC の捜査対象にもなっておらず、法廷自体への関心が低いアフリカやアジアの非締約国に ICC 規程の批准を求める状況とは区別する必要があると思われる。以下を参照。小阪真也（2024）、『国際刑事法廷の「遺産」：「積極的補完性」の軌跡と展開』、晃洋書房、47—54、91—93、101—104 頁。

⁷⁰ ICC 自身の活動としては、2018 年の第 1 回から 2025 年の第 7 回まで継続的に行われている ICC アジア太平洋フォーラム (ICC Asia Pacific Forum) が存在する。もっとも、本稿で取り上げた非締約国であるスリランカやネパールといった 1998 年の ICC 規程の採択時から一貫した非締約国であり、ICC に対する社会的認知が低い国々で何らかのアウトリーチ上の成果を挙げたという言説を確認することは難しい。最新のアジア太平洋フォーラムについては以下を参照。ICC (2025), "ICC Holds Seventh Asia-Pacific Forum of The Hague," <https://www.icc-cpi.int/news/icc-holds-seventh-asia-pacific-forum-hague> (last accessed on November 22, 2025).

⁷¹ Philippine Coalition of the International Criminal Court (2004), "Proceedings of the First Asian Victims' Forum on the International Criminal Court," Philippine Coalition of the International Criminal Court, pp. 1-28.

体による働きかけなど、各国で ICC の活動を支援する ICC 以外の主体との連携⁷²が、非締約国に ICC 規程の批准を求める上でより一層重要になっていると考えられる。

【付記】

本稿は日本国際政治学会 2022 年度研究大会（2022 年 10 月 29 日、仙台国際センター）における筆者の報告に加筆・修正を施したものであり、早稲田大学特定課題研究助成費（課題番号：2025Q-006、2025C-315）による研究成果の一部である。

⁷² 非締約国内での法整備や、ICCへの協力および ICC 規程の批准を促す取り組みに関しては、国家の利害を超えた活動主体として、市民社会団体が長年関与してきた経緯がある。例えば 1995 年に 25 の人権団体が集い結成された CICC は、ICC 規程の締約国を増やすための国際的なキャンペーン活動の実施、非締約国の長への書簡の送付、例年の締約国会議の結果をまとめた報告書の刊行、能力構築プロジェクトへの関与などを行ってきた。2020 年 7 月の時点での加盟団体の数は 2500 を超え、スーダンなど ICC 規程非締約国の団体を含む連合となっている。以下を参照。CICC (n.d.), "What We Do," <https://coalitionfortheicc.org/about/what-we-do> (last accessed on November 22, 2025). また、CICC の構成団体の中には非締約国への ICC 規程批准に向けた働きかけに関して有効に機能した事例を紹介しているものも存在する。例えば以下を参照。Parliamentarian for Global Action (n.d.), "Kiribati and the Rome Statute," <https://www.pgaction.org/ilhr/rome-statute/kiribati.html> (last accessed on November 22, 2025).